

手続きの流れ

1. 供給元と協定を締結

- 県産木材の主な供給元と県産木材製品安定需給に関する協定を結んでください。
- 協定締結先はさいたま県産木材認証制度実施要綱第 8 条第 1 項の認定書の交付を受けた木材業者等です。

2. 利用計画書の提出

- 「利用計画書」に必要書類を添付して、埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、又は埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。
- 受付期間: 令和8年5月18日(月)から令和8年12月21日(月)まで
(予定額に達し次第終了し、予定額を超えた場合は当該日の抽選)

(審査) 利用予定者登録

- 事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、利用計画承認通知書をメールでお送りします。(手続きが完了するまで大切に保管してください)

3. 交付申請書の提出

- 木工事完了後速やかに、「交付申請書」に必要書類を添付して、埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、又は埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。
- 令和9年1月31日(日)までに木工事が完了することが要件です。
- 提出期限: 令和9年1月31日(日)

(審査) 交付決定及び確定

- 事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、交付決定及び確定通知書をメールでお送りします。(手続きが完了するまで大切に保管してください)
- 交付決定前に検査が必要な場合があります。検査員からご連絡します。

4. 請求書の提出

- 交付決定及び確定通知書を受領後、速やかに「補助金請求書」に必要書類を添付して、埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから提出、又は埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。令和9年2月26日(金)必着

補助金振込み

- 請求書のご指定の口座に、補助金を振り込みます。

5. 県産木材使用状況 報告書の提出

- 補助金活用後の県産木材使用状況報告書を翌年度の4月10日まで埼玉県木材協会ホームページの申請フォームから(3年間)提出してください。